目的外使用避止義務及び守秘義務誓約書

　　　　　　　　　　（以下「弊社」という。）は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、退職等年金給付制度支援業務に係る企画競争（以下「本件業務」という。）の募集に関して応募を検討するに当たり、連合会が弊社に開示する本件業務に関する資料その他本件業務に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、次のとおり誓約いたします（以下、「本誓約」という。）。

（秘密情報の定義）

第条　本誓約の対象となる秘密情報には、本件業務の遂行のために、連合会から弊社に対して書面、電子又は口頭により開示される本件業務に関する情報のほか、連合会が弊社に本件業務の委託を検討している事実、その内容及び本誓約の存在（以下「誓約情報」という。）が含まれるものとします。なお、連合会は、秘密情報を開示する権限を有していると理解しています。

（秘密情報の取扱い）

第条　弊社は、秘密情報を本件業務の検討のためにのみ使用し、他の目的のためには使用いたしません。（以下、係る義務を「目的外使用避止義務」という。）

　弊社は、連合会から開示された秘密情報を厳重に保持し、連合会の書面による事前の承認がない限り、これをいかなる第三者にも開示いたしません。（以下、係る義務を「守秘義務」という。）

　秘密情報のうち、弊社が次の各号に該当することを証明し得る情報については、前二項の規定にかかわらず守秘義務及び目的外使用避止義務を負いません。

　連合会から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は開示後、弊社の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報

　連合会から開示を受けた時点で弊社が既に保有しており、その秘密保持、使用目的等について如何なる制約も受けていない情報

　弊社が正当な権限を有する第三者から秘密保持、使用目的等に関して何らの制約を受けることなく適法に入手した情報

　弊社が連合会から開示された秘密情報を参照したり、これを依拠したりすることなく独自に収集若しくは形成した情報

（秘密情報の返却等）

第条　連合会又は弊社が本件業務の検討を中止する旨の意思表示を行った場合、又は連合会が弊社に秘密情報の返却を求めた場合は、弊社は、法令に反しない限り、直ちに弊社に存する当該本件関連業務情報の一切（複製されたものも含む。）を連合会に返還します。

　前項に定める場合において、秘密情報が弊社の記録媒体及びその複製物に含まれているときは、弊社は、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（弊社の記録媒体及びその複製物に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を連合会に書面にて報告します。

（法令等に基づく開示）

第条　弊社が連合会から開示された秘密情報の全部又は一部に関して、強制力を伴う法令、規則又は命令に基づく開示を要求された場合には、弊社は本誓約の義務に違反することなく当該秘密情報を当該法令、規則又は命令に従い、合理的な範囲内で開示又は提出し得るものとします。ただし、連合会が秘密情報の開示又は提出の範囲を制限するための適切な措置がとれるように、弊社は、連合会に対して、当該開示又は提出の前に時間的余裕をもって書面にて通知を行います。

（損害賠償）

第条　弊社が本誓約に違反し、連合会に損害を及ぼしたときは、弊社は、連合会の被った損害について賠償いたします。ただし、最終的に弊社に故意又は重過失がなかったと判断された場合には、この限りではありません。

　損害賠償請求権は、損害等の発生の日から年以内に行使しなければ消滅することに連合会が同意されることを前提に本誓約を差し入れます。この条項は、本誓約が終了後も有効とさせていただきます。

（有効期間）

第条　本誓約は、連合会から本件業務の協議を打ち切る旨記載した書面を弊社が受領した時点（以下「情報提供終了時点」という。）までに連合会から開示された全ての秘密情報に適用されます。

　本誓約は、前条及び第10条の規定を除き、情報提供終了時点から起算して年間が経過した時点まで効力を有するものとさせていただきます。

　前二項の規定にかかわらず、本件業務について連合会と弊社との間で業務委託契約が締結された場合、その契約上規定された連合会と弊社との間の守秘義務規定が優先するものとし、本誓約の該当条項は無効とさせていただきます。

（インターネットの利用）

第条　弊社は、連合会及び弊社が本誓約に関連して、次の各号の事項を認識していることを前提に、本誓約を差し入れます。

　弊社は、連合会が書面により他の通信手段を要求しない限り、インターネット電子メールを媒介として、交信・文書等を送信することができること。

　連合会及び弊社は、インターネット電子メールの性能、信頼性、有効性又は安全性については、コントロールすることができないこと。

　連合会及び弊社は、インターネット電子メールの損失、遅延、妨害、破損又は改変から発生する損失、損害、費用、被害又は不都合などの合理的なコントロールの及ばない範囲の責任を免れること。

（本誓約の可分性）

第条　本誓約の各条項のうち、現在又は将来の法律、政令、規則等に抵触し、又は裁判所の判決等により、その一部が無効又は執行不能とされた条項は、有効又は執行可能となるために必要最小限の範囲内で修正されるものとし、当該条項を除く本誓約の各条項の有効性及び執行力に影響を及ぼすものではありません。

（別途協議）

第条　本誓約に定めのない事項又は本誓約に定める事項に疑義が生じた場合には、連合会と弊社の協議の上、その都度解決するものとします。

（管轄裁判所）

第条　本誓約の各条項は、日本国の法律に準拠するものとし、前条にて解決できない本誓約に関連して生じる一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに連合会が同意しているものと弊社は理解しております。

（その他）

第条　本誓約は、連合会に秘密情報の開示義務を負わせる趣旨には解釈されないものといたします。

令和６年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
|  | 法人番号 |  |
|  | 商号又は名称 |  |
|  | 代表者名 |  |

※送信ドメイン認証に対応した電子メールで提出する場合、代表印は不要